

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成25年 7月30日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区西天満2丁目4番4号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 積水化学工業株式会社 代表取締役 根岸 修史 電話075-662-8541					
主たる業種	化学製品の研究開発	細分類番号	1	8	9	7	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	平成22年度までの活動で削減してきた排出量を基本に、設備改善・更新による省エネ化と研究開発用途 (非エネルギー起源) 温室効果ガスの削減を推進する。						
計画を推進するための体制	所長を統括管理責任者とし環境管理委員会を設置 全体及び各部署の計画策定・進捗管理体制を構築						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,851.5 トン	2,243.2 トン	2,387.5 トン	トン	-18.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,045.6 トン	2,243.2 トン	2,387.5 トン	トン	-54.1 パーセント	
実績に対する自己評価		事業所等排出区分の量は前年を維持したが研究開発によるその他区分の量が増えた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	研究所	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積(1/100㎡))	7.55	5.94	6.32		-18.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 37762/100					パーセント
実績に対する自己評価		事業所等排出区分の量は前年を維持したが研究開発によるその他区分の量が増えた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		133.0 パーセント	133.0 パーセント	138.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	①空調・照明機器等の高効率化 ②省エネ～空調管理、不要時電源OFF、省灯 ③節電 (自販機・EV 期間休止) ④CF4削減検討					
	(24) 年度	継続実施 (改善効果も配慮し計画的に推進)					
	(25) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	一定の基準を設けた許可制。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	マイカー通勤の自粛は以前より実施。自粛推進を強化。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1) 南山城村『仙の森』森林保全活動への参画 (積水化学関西エリアグループ協働) の継続実施 2) 昼休み世界一斉消灯 (積水化学グループ全社活動) の継続実施						
特記事項	2000年: ISO14001認証取得 (JCQA)、2005年: ゼロエミッション達成 2003年~エネルギー管理指定工場 エネルギー使用合理化を推進 2005年~京都市温暖化対策条例による削減対策を推進。 2008~09年: 老朽化したボイラやコジェ設備を廃し、給湯・空調用熱源に高効率ヒートポンプを導入 2012年: パッケージエアコンの高効率機器に更新						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。